

平成30年 第5回

南会津町農業委員会総会議事録  
(公開用)

期　日　　平成30年5月16日

会　場　　南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

# 南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月16日（水）午後1時30分

2 開催場所 南郷総合センター

3 出席委員数 17人

会長 30番 五十嵐伸人

会長職務代理者 29番 室井 文一

委員

2番 平野 恒二 3番 赤井 美洋 7番 五十嵐喜一

9番 渡部 昭雄 10番 斎藤 融 11番 目黒久一郎

12番 星 利一 13番 平野 信行 14番 山内 敬

15番 馬場 久男 17番 湯田 孝義 21番 大竹 実

24番 小野 孝 26番 星 又工門 27番 星 久光

4 欠席委員数 13人

1番 小山 裕司 4番 星 和孝 5番 渡部 和幸

6番 浅沼 誠治 8番 小椋貴一郎 16番 湯田 義三

18番 猪俣 忠久 19番 塩生 隆晴 20番 五十嵐久長

22番 湯田 重行 23番 星 清次 25番 月田 宏

28番 渡部 一男

5 議事日程

第1 欠席委員の報告について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 報告第1号 会務報告について

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 現況確認証明申請について

第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について

第8 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

第9 議案第6号 南会津農業振興地域整備計画変更に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 五十嵐 小一郎

局長補佐兼係長 八木沢 誠 二

## 7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議長	それでは、只今から議事に入ります。
議長	<p><b>日程第1</b> 「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により欠席の届け出がありました委員は、1番 小山裕司委員、4番 星 和孝委員、5番 渡部和幸委員、6番 浅沼誠治委員、8番 小椋喜一郎委員、16番 湯田義三委員、18番 猪俣 忠久委員、19番 塩生隆晴委員、20番 五十嵐久長委員、22番 湯田重行委員、23番 星 清次委員、25番 月田 宏委員、28番 渡部一男委員、であります。</p> <p>本日の出席委員数は17名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。</p>
議長	<p><b>日程第2</b> 「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、17番 湯田孝義 委員、21番 大竹 実委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。</p>
議長	<p><b>日程第3</b> 「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。 事務局から報告してください。</p>
事務局	(事務局長が会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。)
議長	只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議長	<p><b>日程第4</b> 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1件目の番号1について、地区担当調査員の16番 湯田義三委員が欠席ですので、事務局から調査結果の報告をしてください。</p>
事務局	事務局の八木沢です。 16番湯田義三委員が本日欠席となっておりますので、以下申請書に

に基づき調査した結果を預かっておりますので、ご説明いたします。

事件番号1番について、説明します。申請事由ですが、譲渡人が93歳と高齢になりましたので、耕作が困難になったこと、所有する農地が相続によって分散して耕作放棄地化することを避けるため、地元にいる孫に生前贈与したい、という内容です。申請地であります××××、田、2627m<sup>2</sup>ほか1筆、で合計が2775m<sup>2</sup>、畠が8筆で1646m<sup>2</sup>です。譲受人の世帯の経営状況ですが、農業従事者が3名、譲受人の農業従事日数は3人の合計で220日となっています。申請地の合計面積なんですが、4421m<sup>2</sup>でございまして、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の50アールに達しておりません。譲受人が集約的に花卉、リンドウを栽培されるそうなんですが、下限面積の例外規定がございまして農地法施行令第2条第3項第1号に定める権利の取得後における耕作の事業が、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものに該当するもの、ということで、以上の状況におきまして許可条件を満たすと考えております。農地法第3条の許可申請は、以上の内容でございますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございました。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第1号の審議を終了します。

議長 続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1について前回の総会で継続審議案件となった事案であります。前回の総会以降の経過等を含めて事務局から提案してください。

事務局(局長) 前回の総会で継続審議案件となった番号1について、その後の経過でございますが、総会終了後に申請人である賃借人の〇〇〇〇及びその現場責任者、さらには本申請の代書人に対して、転用許可前の工事着手があつたことにより、申請事案については継続審議となり、1か月後の第

5回総会で再審議されることを通知しました。同時に工事着手に至った経緯を聞き取りいたしました。その結果、申請人の方から、資料12の内容のとおり顛末書の提出がありました。資料12をご覧ください。

4月16日から工事着手の段取りをして、14日の土曜日に重機及び工事資材等を現地に搬入したということです。委員の方から、それ以前から土砂を運んでいたという目撃情報もありましたので、確認したところ、隣接する×××工事の方でも、土砂を運び出してはいないが、基礎工事の段階で地中からコンクリートガラがでたので、それを運び出したことはあるということでした。

経緯の中で、事務局から原状復帰を指導されたということですが、厳密にいうと我々が現地に行ったときに、表土が山になっていましたので、それらを敷きならして耕作可能状態に戻すよう指示いたしましたが、既に運びだしてしまった耕土と道路沿いに購入した碎石については、最低限耕作に支障がない範疇と判断いたしましたので、具体的指示はしませんでした。総会終了後に委員の代表の方に現地を確認していただいたのが17時ということでございます。

原因は、現場段階での誤認と×××の連携確認不足という内容です。

今回の継続審議で許可が1ヶ月遅れることについての影響については、明言されませんでしたが、施設全体の竣工時期は、当初計画より遅れそうで、早くても9月末の見通しであるということでした。

農地法の第51条で違反転用に対する処分の規定がありますが、許可が出でていない無断転用の事案は、農業委員会は違反転用事案を知った時に報告書を県知事に提出するとともに是正を指導し、指導に応じない場合は工事の停止を勧告することになります。当事者がそれらの勧告に従わない場合は、さらにその先に進み、行政手続法の定めるところにより弁明などの様々な手続きを経て、命令をすることになります。命令に従わなかつた場合は、検察の起訴により罰則規定に基づいて法人の場合1億円以下の罰金刑が裁判所で判断されるという流れになっています。

今回の事案は、入り口の段階で当事者が過失を認めて原状復帰しているということで、県知事への報告事案としておりません。

5条申請としての案件内容は、議案書のとおりであります。前回総会時に星又エ門委員に調査していただいた内容の通り、現地は都市計画区域内の農地であり、事業の確実性という点で資金計画も問題なく、その他近隣農地への影響についても該当なしということで、事務局としては、議案書のとおり「申請のとおりこれを許可するものとする。」という内容で提案させていただき、再審議をお願いしたいと考えております。以上です。

議長 説明が終わりました。

	ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案の事案番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案の事案番号1は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に番号2について、地区担当調査員の26番星又エ門委員から調査結果の説明をお願いします。
26番	星です。譲渡人が○○○○さん、□□□□。譲受人は息子さんです。●●●●さん、35歳。××××に勤めています。なお、奥さんは×××で、××××のほうに勤めておられます。若い人たちは町内のアパートに住んでいたわけですが、今回親の近くに家を建てたいという計画で、一緒に住むという形になります。同じ敷地内のところに住宅を作りましてそこに子供さんと現在3人ですけども○○○○さんはお母さんと住んでいます。資料1をご覧いただきますと、3階建てのように見えますが、中2階作りとなっています。そんな形で、議案書の内容のとおりであり、資金計画も問題なく、第3種農地で隣接農地もないということで許可相当であるという意見でございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案の番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案の番号2は、原案のとおり決定いたしました。

議長	次に番号3について、地区担当調査員の 26番 星又エ門 委員から調査結果の説明をお願いします。
26番	<p>星です。</p> <p>譲渡人 ●●●●さん、62歳です。住所は議案書のとおりです。</p> <p>譲受人 ○○○○さん、58歳、××××をやっています。会津田島駅周辺地区土地区画整理事業の区域です。資料2を参考にしてください。減歩率23%あります。現在田んぼで、1,176m<sup>2</sup>です。ここに、事業で必要な残土の仮置場、資材置場等に利用するということです。今まで借りていた土地が借りられなくなったという理由で、事業継続のため緊急性があります。賃借料は年間×万円です。非常に安いので貸主に確認したところ、水田として非常に条件が悪く生産性が低かったので、×万円でもいいほうだと判断したということです。譲受人に確認したところ、表土を5cmほど剥いで、バラスを敷きたいということで、周囲には杭を打って安全性を確保したいということでした。工事費用として××××円を計画しています。第3種農地であり、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。</p>
議長	(「ありません。」の声あり。)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	お諮りいたします。本案の番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、本案の番号3は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に番号4について、地区担当調査員の9番 渡部昭雄委員から調査結果の説明をお願いします。
9番	<p>渡部です。番号4について 調査結果を説明します。</p> <p>5月10日に譲渡人、代書人の行政書士と会って、話を聞いてきました。譲渡人は××××をされています。所在地は□□□□に行く道路を□□□□線を渡ってから右に入ったところで。3階建てのアパートの隣です。現地はもう何年も耕作していませんが、草刈りはやっていて雑種地の感じです。譲受人は譲渡人の息子さんです。所有権の移転で</p>

土地代は無償ということです。申請事由としては息子さん夫婦が家族も増える予定であることから住宅を建てたいということで建設用地を探していたところ、父親の所有する閑静で便利な土地があったので選定したという内容です。当該地は、都市計画区域内の第3種農地であり、隣接地も宅地であり、周辺農地への影響もありません。以上です。

事務局

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案の番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本案の番号4は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議長

日程第6 「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。番号1について、地区担当調査員の26番 星又エ門 委員から調査結果の説明をお願いします。

26番

星です。

番号1について説明します。

申請人は、●●●●さん。××××です。自宅は記載のとおりです。資料4を見てください。状況は4ページをご覧ください。写真がありますが、だいぶ樹木も大きくなり荒れています。父親が亡くなつてから耕作ができない状況で管理していません。現況は原野化していて、農地への復元は困難であると判断いたします。以上です。

議長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号1は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に番号2について、地区担当調査員の21番 大竹実委員から調査結果の説明をお願いします。
21番	21番大竹です。 番号2について、説明いたします。 13日に申請人と一緒に現地で確認してまいりました。資料5の写真を見てください。以前はリンゴ畠だったらしいのですが、申請人の父が亡くなつてから管理できなくなり山林化してしまったということです。栗の木などが太くなつていて、農地への復元は不可能だと判断してきました。許可後は地目変更をして、空いているところに植樹を計画したいということでした。
議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号2は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に番号3について、地区担当調査員の21番 大竹実委員から調査結果の説明をお願いします。
21番	大竹です。 番号3について、説明します。13日に申請人と現地を確認してきました。場所は、××××の前です。資料5みてください。写真では大きなカラマツ林になっていますが、現在は、伐採してあります。戦後、行政の指導でカラマツの植栽が進められたときに植えられて、そのままこれまでに至ったということです。伐採後は大きな切り株が大量にあり、農地への復元は困難であると判断してきました。以上です。
議長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙

	手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
26番	星です。この辺は××××の計画でつぶれないんでしょうか。
21番	××××とはぶつかりません。
議長	ほかにありませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、番号3は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に番号4について、地区担当調査員の17番 湯田孝義委員から調査結果の説明をお願いします。
17番	17番 湯田です。 申請人は一人暮らしで、旦那さんが亡くなられて以降、20年以上耕作できずに現在に至っているということで、資料7をご覧ください。だいぶ木も大きくなってしましました。5月3日、申請人と東京で暮らしている息子さんにも立ち会っていただいて現場で確認をしてきました。農地への復元は困難であると見てきました。以上です。
議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
	お諮りいたします。番号4について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、番号4は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に番号5について、地区担当調査員の28番 渡部一男委員が欠席で

	すので、事務局から調査結果の報告をお願いします。
事務局 (補佐)	<p>事務局の八木沢です。</p> <p>事件番号 8 について、事前に調査報告を預かっていますのでご説明いたします。資料 8 をご覧ください。</p> <p>1 ページに現地の案内図、2 ページに公図、3 ページから 7 ページにかけて現況の写真となっています。申請地は××××、地目は畠、593 m<sup>2</sup>、となっております。申請人が××××在住ということで、担当委員が電話で聞き取り調査を行っております。荒れ地となっていたところに平成元年頃、申請人の父親が申請人の兄弟のために××××の××××として建物 2 棟を建築したそうであります。ただし、××××がそれほどなかったためにまもなく廃業して、その後現在まで貸家となっております。その貸家には現在まで賃借人が居住している状況でございます。現況が、住宅が建っていること、さらには、住宅に善意の第三者として、賃借人が居住していますので、そこを農地として復元するのは困難であると考えます。以上です。</p>
議長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、番号 5 は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に番号 6 について、地区担当調査員の 2 番 平野恒二委員から調査結果の報告をお願いします。
2 番	平野です。調査結果の説明をします。 5 月 8 日に申請人と現地を確認してきました。平成 3 年頃行われた国道改良工事で、申請地の場所は道路が倍ぐらいに広くなっています。以前に農作業用の建物が建っていたんですが、移転対象となり現在のところに新築したということでありました。資料 9 をご覧ください。これは補償工事で建てたということでした。 復元は不可能ですので、ご審議のほどお願いいたします。

議長	ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
	(「ありません。」の声あり。)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号6は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に番号7について、地区担当調査員の10番 斎藤 融委員から調査結果の報告をお願いします。
10番	10番 斎藤です。 5月10日に、地区担当の星清次委員と共に現地を確認してきました。申請人は××××にお住まいということで、電話で話を伺いました。 ○○○○は、昭和60年頃から耕作をしておらず、原野化しておりました。●●●●は雑木林になっていて、地元に残っていた後継者が亡くなってしまい、管理する人がいなくなってしまったということです。どちらも、農地に復元することは不可能でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。
	ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
	(「ありません。」の声あり。)
議長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号7は、原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第3号の審議を終了いたします。
議長	日程第7 「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の八木沢です。

(補佐)	<p>議案第4号 農用地利用集積計画決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書では10ページから20ページになります。議案書の10ページには、利用権設定の全体内訳が書いてあります。11ページから20ページまでは利用権設定の内容の一覧表になっております。11ページから13ページのうち、事件番号6番から10番、24番から57番の39筆につきましては、平成30年度から7,500円の国の直接支払い交付金の廃止などにより稻作の経営環境が変化してきています。借り受け人の農業経営が厳しくなってきている中で、貸付側が借り受けを拒否されても自分で耕作することはできないということで、耕作放棄地化するよりは無償でも耕作してほしいという希望があり、使用貸借権として設定されています。11ページの20番のところに、経営面積が0m<sup>2</sup>の借り受け人がいます。この借受人はサラリーマンを退職されまして、これから農業のほうに携わっていきたいということで、とりあえず自宅近くの農地を借りてそこから農業を始めようということでの利用権設定でございます。</p> <p>14ページから20ページまでは、福島県農業振興公社が借り受け人となりまして農地中間管理権を取得するものです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。</p>
議長	<p>(「ありません。」の声あり。)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案第4号の審議を終了いたします。</p>
議長	<p>日程第8 「議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の説明をしてください。</p>
事務局 (補佐)	<p>事務局の八木沢です。</p> <p>議案第5号の農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明いたします。今回の配分計画は「」22ページから28ページまで、●●●●地区の基盤整備に伴います集団的な土地利用を図るため、議案書記載</p>

の所有者から借受人との間でそれぞれ 11 年間の期間を定めまして、賃借権を設定し配分する計画となっています。事務局としましては今回の配分計画案について、問題ないと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 9 「議案第 6 号 南会津農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局の八木沢です。

議案第 6 号の南会津農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見についてご説明いたします。

今回、農業振興地域内の農地について、農業振興地域整備計画の変更の申出書が南会津町長に提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定により、農業委員会の意見が求められていますので、変更内容についてご説明いたします。

資料は 11 になります。1 ページが案内図、2 ページ目には位置図がございまして、位置図の黄色い部分が農用地区域で、今回赤色の部分が今回除外をする計画地となっています。

申請地は、■■■■。地目は田、面積は 534 m<sup>2</sup>。申請の理由は一般住宅用地として転用計画とするものでございます。農用地区域内農地は転用許可ができませんので、まず農用地区域から除外の手続きをして、転用の申請をする流れとなります。本土地の選定理由なんですが、付近に農用地区域以外の土地はあるのですが、所有者の承諾が得られなかつたということがありまして××××、××××、××××を所有する所有者から農地の集団性や営農に影響がないということで■■■■の土地について合意が得られた、ということあります。この場所について、譲

受人の息子夫婦の家がありまして、この真向かいになるということもありまして最も適した場所であるということです。農地の状況ですが、農振農用地から除外しましても、農地の集団性は保たれるものであると考えます。東側にある田んぼの日照等を考慮して3.8mほど離して家を建てるということあります。西側は同一所有者なので問題ないということでした。北側は道路と水路になります。南側は水路となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと思われます。

以上が農振地域整備計画の変更の内容となります。この変更によって、農業振興上、問題ないかご審議いただきまして、その結果を農業委員会の意見として回答したいと考えていますのでよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議長

次に、協議事項に入ります

事務局から、協議案件について説明願います。

事務局  
(局長)

(事務局長が、資料に基づき別段面積の設定に向けた考え方として、町内全域について30アール(施行規則第17条1項)、農振農用地区域以外の農地について1アール(施行規則第17条2項)であることを説明し、委員からの意見をいただくよう議長に求めた。)

議長

説明が終わりました。皆さんからのご意見を求めます。

27番

(星久光委員) 提案に賛成なんんですけど、■■■■の方で機械は持っていないくて、経費削減のため×××に機械耕起をお願いして栽培だけをしています。コスト削減して約20アールの規模をこなしているんですけど、そういう参入者もいるっていうことですよね。すべてリースの

	人もいるのでその辺も考慮して検討していただきたいということです。もう一点は、下限面積のことですが、やがては大規模にやっていきたいという道を開いておくべきだと思います。自由に農家になれるというレールを敷いてやるのも農業委員会の仕事ではないかと思います。
議長	新規参入のトマト農家なんかも、全然機械を持っていない人もいらっしゃいますし、新規参入者を多く受け入れるには、その辺は柔軟に対応すべきかと思います。
事務局 (局長)	許可要件の全部効率利用要件の機械の所有については、原則として必要なものとして考えております。ご紹介いただいた例のように、具体的には営農計画等を本人から確認して要件を満たすかどうか判断していくだくという流れを考えております。
11番	(目黒久一郎委員) 1アールということですが、面積要件を1m <sup>2</sup> にするとか、ゼロにするとか、その辺は法律上できないんですかね。
事務局 (局長)	単位がアールでの情報提供等をうけていたことからアール単位で考えておりました。法的にm <sup>2</sup> 単位で設定が可能なのかどうか、今後確認いたします。
議長	その他、ありませんか。
議長	(「ありません。」の声あり。) ないようですので、協議を終了します。本日の協議内容を踏まえて次回総会に議案として提案することといたします。
議長	次に、報告事項について、事務局から報告してください。
事務局 (局長)	(事務局長が、資料に基づいて、2アール未満の農業用施設建築届2件、許可を履行したことの証明1件、南会津町農業振興地域整備促進協議会の委員推薦について報告をする。)
議長	只今の報告事項に関しまして、皆さんの方から、ご質問等はござりますか。
議長	(「ありません。」の声あり。) ないようですので、次に次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (局長)	(事務局長 資料に基づいて説明する。)
議 長	何か、ご質問ございませんか。
議 長	(質疑なし) その他に入ります。事務局からはないようです。 その他皆さんから何かありませんか。
16番	(湯田孝義委員が■■■■地区の圃場整備事業における現場での様々な問題点について、他地区での計画推進時の参考のためとして報告した。)
議 長	その他、なければ、閉会のことばをお願いいたします。
職務代理者	(以上をもちまして、平成30年度第5回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。
	閉会 午後2時55分
	上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。
	議 長
	17 番
	20 番